

務	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

捜二第304号
(生保、交企、交指)
令和5年5月15日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

競馬法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の制定について

競馬法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（令和5年国家公安委員会規則第8号）が、本年4月28日に公布されたところであるが、その制定の趣旨及び内容は下記のとおりである。

記

1 改正の趣旨

競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）が公布され、競馬法（昭和23年法律第158号）の一部が改正されたが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条においては、競馬法第33条第2号（勝馬投票類似の行為に対する罰則規定）に規定する罪を「暴力的不法行為等」として規定しており、また、同規則第13条の2においては、同法第33条第2号に規定する罪を「譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪」として規定しているところ、今般の改正により、同条第2号が第34条に繰り下がることから、所要の改正を行った。

また、次に掲げる

- 警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）
- 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）
- 古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）
- 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）
- 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）

においても、競馬法第33条第2号に規定する罪を「暴力的不法行為その他の罪」として規定しているところ、今般の改正により、同条第2号が第34条に繰り下がることから、所要の改正を行った。

2 改正の内容
別添のとおり

3 施行日
令和5年5月1日

担当：捜査第二課
組織犯罪対策室
暴力団対策係